

単位設定等に例外のある医薬品について

- 電子処方箋管理サービスへの処方情報の登録については、原則薬価基準上の単位名で登録し、薬価基準上の単位と異なる単位名で登録する場合はご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認を行っていただくようお願いしております。一方で、医薬品の中には、特殊な取り扱いが必要となるものがありますので、下記のとおりご対応の程よろしくお願いいたします。

医薬品名等	YJコード	レセプト電算コード	薬価基準上の単位名	備考
・フォルテオ皮下注キット600μg	2439400G1020	622007102 (外来用) 630011001 (入院用)	キット	薬価基準上では1キット(筒)に対して薬価が設定されていますが、レセプト請求における医薬品マスタ上は、1キット(筒)に対して金額が設定されているものと、1回分に対して金額が設定されているものがあります。 電子処方箋管理サービスで使えるコードは、外来用として示したコードになります。
・テリバラチドB S皮下注キット600μg「モチダ」	2439402G1029	629903201 (外来用) 630011002 (入院用)	キット	
・オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg	2439403A1020	622923201 (外来用) 632923201 (入院用)	筒	
・ヤーズ配合錠	2482011F1020	621982201	シート	28錠が1シートになっており、28錠を1サイクルで服用する薬です。薬価基準上では28錠1シートに対して薬価が設定されていますが、レセプト請求における医薬品マスタ上は1錠に対して金額が設定されています。1シート又はその倍数か、1日1回1錠28日分又はその倍数で記録してください。 上記のとおり、これらの薬剤は特殊な設定がありますので、単位変換レコードを用いた単位変更は行わないでください。
・ドロエチ配合錠※複数メーカー有	—	—	シート	
・アリッサ配合錠	2482013F1020	622978101	シート	
・プロナーゼMS	7990002B2036	610444134	20,000単位	薬価基準上は20,000単位に対して薬価が設定されていますが、レセプト請求における医薬品マスタ上は、単位が設定されていません。このため、「20,000単位」を「1」として処方してください。また、この場合には、単位変換レコードの単位変換係数の設定は不要です。 単位を「g」で記録する場合、単位変換係数に2を設定してください。(0.5gが20,000単位であり「1」と捉えるものであるため、(1/0.5) = 2の設定が必要となります。)
・ガスチーム散4万単位/g	7990002B2044	621201302	20,000単位	
・エクラブラスター20μg/cm ²	2646729S2035	620007608	(1.5mg) 7.5cm×10cm (※上記が実質的な「1枚」を意味します)	薬価基準上は(1.5mg) 7.5cm×10cmに対して薬価が設定されていますが、レセプト請求における医薬品マスタ上は、単位が設定されていません。処方に当たっては、(1.5mg) 7.5cm×10cmを1枚として処方してください。
・ドレニゾンテープ4μg/cm ²	2646711S2051	620007706	(0.3mg) 7.5cm×10cm (※上記が実質的な「1枚」を意味します)	上記と同様に、(0.3mg) 7.5cm×10cmを1枚として処方してください。
・ゼポジアカプセルスターターパック	2399019X1024	622980301	シート	7錠が1シートになっており、7錠を1～7日目まで服用する薬です。薬価基準上では7錠1シートに対して薬価が設定されていますが、レセプト請求における医薬品マスタ上は1錠に対して金額が設定されています。1シート又はその倍数か、1日1回1錠7日分又はその倍数で記録してください。上記のとおり、これらの薬剤は特殊な設定がありますので、単位変換レコードを用いた単位変更は行わないでください。
・以下のようなもの 「100mg 1錠(●●として)」 「3.6mg 1筒(●●として)」	—	—		「(●●として)」の直前の「錠」や「筒」を単位として記録してください。